

地所在鈴木式織機株式會社の職工として入社したるが昨年
十月頃より同工場内に組合を組織せんことを企て着々と準備
に没頭の結果本年一月中旬同工場従業員百十四名全部組
合に加盟したるため會社に日本労働組合評議會浜松合同
労働組合第一支部として組合承認を求めたるが之を拒絶
したるため労働組合加入承認を骨子として一月二十四日要
求
條項

- 一、労働組合加入承認の事、
- 二、始業七時より終業五時迄をも一人とする事、
- 三、最低賃金を制定する事（壯丁者一四六拾美）
- 四、受買單價を不時個々に引下げざる事、
- 五、作業場の衛生設備を完備する事、
- 六、職工の待遇を改善する事、
- 七、職工税を會計より差引かざる事、

- 八、作業場世話係三名を引退させる事（田中、伊藤、村松監督）
- 九、救済會の會計を報告する事
- 十、救済會を職工管理にする事、
- 十一、製品未製製品の運搬人も置く事、
- 十二、鑄物部の受買單價を一割値上する事、
- 十三、止棒を受買者以外の者に行わせる事、
- 十四、総貫を會計袋に記入する事、
- 十五、常備者を三名置く事、

一、解決條項

- 一、労働組合加入承認及組合に加入せざることの誓約書差入の要求は各之を撤回する事、
- 一、就業時間は十時間一人とする事、
- 一、現在員中壯丁者以上の者にして一四四拾錢以下の者は之を一四